

スウェーデンにおける次世代育成支援施策と実践（その2）

一学童保育

○松田智子（大阪大学）、善積京子（追手門学院大学）、斧出節子（世界人権問題研究センター）、高橋美恵子（大阪大学）、釜野さおり（早稲田大学）

スウェーデンは、1970年代に性別役割分業社会から共働き社会（「稼得・ケア共同型」社会）に転換した。スウェーデンにおける学童保育は、そうした「稼得・ケア共同型」社会への転換と連動して展開されてきているが、近年の動向をみると、共働き家族のニーズへの対応を超えて、子どもの権利・最善の利益や義務教育の補完的機能が強調されるようになってきている。本報告の目的は、スウェーデンにおける学童保育の変遷、理念と規定を概観し、現場で展開されている学童保育の実際について明らかにすることである。なお、スウェーデンでの現地調査は2023年9月に実施した。

スウェーデンの学童保育が依拠する理念および規定として、①子どもの権利条約、②学校教育法、③教育課程、の3つを指摘することができる。子どもの権利条約は、1989年国連総会において採択されたが、その制定においてスウェーデンは積極的な役割を果たすとともに1990年に批准した。また、学童保育は、1998年に社会省・福祉庁から教育省・学校庁の管轄下に移され、学校教育法と教育課程の中に組み込まれ、重要な教育的使命を担うものとして位置づけられた。新学校教育法（2011年施行）「第14章 学童保育所」に規定があり、義務教育を補完し、生徒の発達と学習を刺激するものでなければならないこと、各コミューン（基礎自治体）に設置と保育保障の義務があること、生徒が学校に参加していない時間帯および休暇中に提供されなければならないこと、料金は妥当なものでなければならないこと、等を定めている。さらに、学校教育法の体系に組み込まれたことに伴い、「新学習指導要領（Lop94）」が改正され、1998年には、基礎学校の教育課程は、「義務教育学校・6歳児学級・学童保育のための教育課程（*Läroplan för det obligatoriska skolväsendet, förskoleklassen och fritidshemmet*）」として改訂された。その後も学習指導要領は何度か改訂が行われ、最新の学習指導要領（Lgr22）では、「学童保育での指導は、生徒のニーズ、興味、自発性に基づいて、状況主導型、経験ベース、グループ活動指向の学習を行うことで、幼児クラスや学校を補完するものである。指導の目的は、遊び、運動、美的表現形式による想像、探索的で実践的な作業方法を通して、児童生徒の想像力と他者とともに学ぶ能力を促進することである。」と示されている。

実際の学童保育は、受け入れる児童の学年によって「余暇活動センター」（基礎学校0年生～3年生）と「余暇活動クラブ」（4年生～6年生）の2つに大別される。我々が調査対象とした学童保育所は、ストックホルム・レーン（県）の南東部に位置するコミューン（基礎自治体）のA校（中所得者層が多く在住）、ならびに同北東のコミューンのB校（中高所得者層が多く在住）の2か所であり、いずれの学童保育所も校長および学童保育教員・指導員にインタビューを実施した。A校とB校に共通した主な特徴として、①公立基礎学校（小学校）に併設され、小学校学校長が総責任者になっている、②朝は午前6時半、午前7時15分と始業前の早い時間から開園されている、③クラス規模は50人で2人の教師が受けもち、学童ではそれぞれの専門性をもとに生徒の指導にあたり、小学校では授業の補助的役割を担っている、④学習指導要領に沿って指導が行われ、教室から学童へという流れになっている、⑤野外活動を積極的に取り入れている、等が明らかになった。

近年の学童保育は、学童保育専門の教員養成課程が創設され、学童保育の専門性が高められるようになってきている。義務教育の補完に重点が置かれ、子どもの豊かな発達を実現する教育的使命が強く意識されているが、そのことがもたらす影響についても、当日の報告では考察を行う。

*本研究はJSPS 科研費 JP21H00769（課題名：多様性社会にみる次世代の包摂性とエンパワメント—スウェーデンとドイツの実践）を受けたものである。

（キーワード：スウェーデンの学童保育、子どもの権利、義務教育の補完）